

マルケサス諸島民の性関係

著者	石川 榮吉, イシカワ エイキチ, Ishikawa Eikichi
雑誌名	国立民族学博物館調査報告
巻	59
ページ	81-82
発行年	2006-02-24
URL	http://doi.org/10.15021/00001609

8 マルケサス諸島民の性関係

親族名称と婚姻慣習との関係については、モルガン以来多くの議論を呼んできた。周知のようにモルガンは、彼のいわゆるマレー式、ツラノ・ガノワニア式親族名称体系を、集団婚の結果から形成されたものと考えた。リヴァーズなどは、時に、この見解に同調的であった。しかしながら、このような考え方は、その後ウェスターマークやサピアー、ロウィーなどによって批判され、とくにツラノ・ガノワニア式親族名称体系（ダコタ型またはbifurcate merging型またはイロクオイ型）に関しては、これがレヴィレートあるいはソロレート慣行から起こったであろうことを指摘された。これによれば、ツラノ・ガノワニア式体系は現実の集団婚の中からではなく、実際の婚姻の有無にかかわりない理論上の可能性だけで生ずるというのである。つまり、何時の日かその男（女）の配偶者となりうる可能性から、そうした親族名称体系が生ずるというのであった。

ところが、この仮説は、これもまた周知のように、マードックによって否定された。そのマードックは、他方で、レヴィレート、ソロレート慣行が前提となって婚姻外性交が許容される例の極めて多いことを統計的に実証している。

さて、そこで私が問題としたいのは、ロウィー、ウェスターマークにせよ、マードックにせよ、なぜ逆に考えることはできないのか、ということである。すなわち、マードックに関して言えば、婚姻外性交が許容される前提としてレヴィレートやソロレートが存在するのではなく、婚姻外性交が許容される間柄だからこそレヴィレートやソロレートがおこなわれるのではないかということ。また、ロウィーやウェスターマークに即して言えば、妻とその姉妹、夫とその兄弟をそれぞれ同一名称で呼ぶような分類的体系がおこなわれているからこそレヴィレートやソロレートがおこなわれるのではないか。そして、同一名称で呼ぶということは、婚姻外性交を許容しているということではないのか、ということ。

これは私の仮説である。しかし、これは早くすでにプリフォールトによって主張され、さらにさきごろ江守五夫教授によって支持された見解——私はこれをプリフォールト・江守説と呼びたい——に一致するものと思われる。プリフォールト・江守説によれば、「妻」または「夫」という語のエッセンスは「性的接近の権利 (right of sexual access)」という点にある。この意味なしに「妻」とか「夫」の語が用いられることはない、という。これを前記したレヴィレートやソロレートにおける「配偶者となりうる可能性」と混同してはならない。後者は将来起こるかもしれないが起らないかも知れぬ可能性だが、前者は今すぐに行使してよい権利、つまり集団婚的——あるいは共有的性関係——状況なのだ。

1962年に私のマルケサス調査からえた資料によると、マルケサスでは夫は妻の妹と、妻は夫の弟と性関係をもつことができる。そしてまた、ソロレートおよびレヴィレート慣行も存在する。こうした事実は、実は私の調査をまつまでもなく、早くから民族学者

のあいだに知られていたことであつた。しかし私の1962年の調査から次の事実が明らかになつたのである。それは島民が、たとえば妻の妹と性関係をもちうる理由として、「妻の妹は妻と同じく *vehine* と呼ばれるから」と説明し、またアニヨメに接しうるも「彼女は妻と同じく *vehine* と呼ばれるからだ」と説明していることである。*vehine* と呼ばれる女性に対しては、実の妻ならずとも等しく性的接近の権利をもつのである。このことは、性的に接近してよい人びとに対して「妻」とか「夫」とかいう一括名称を与え、そのような人びとは現実に共有的な性関係をもち、それなればこそ、場合によってはレヴィレートやソロレートをおこなう、という上述の私見を支持する一つの証拠となりえぬであらうか。